

資料 2 各パターンにおける事務手続きについて

令和 5 年 1 月 31 日

	必要な手続き	理由
パターン ①	特になし	—
パターン ②	開設許可に係る事項の変更 ・ 名称 ・ 病床数 ・ 施設の有無及び概要 ・ 管理者住所及び氏名 など	<p>入院機能の再編により、本吉病院の名称を変更する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医業を行うための場所を病院と診療所に限定し、病院と診療所の区分については、<u>病院は20床以上の病床を有するものとし、診療所は病床を有しないもの又は19床以下の病床を有するものとされています</u> (医療法第1条の5第1項・第2項) ・ 診療所には病院、病院分院、産院など、「病院」との区分で紛らわしい名称を付けてはならないとされています (医療法第3条第2項) ・ 病院の開設許可に係る事項に変更があるときは、都道府県知事の許可又は届出が必要になります (医療法第7条第2項、医療法施行令第4条第1項・第2項) <p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; text-align: center;">医療法上の診療所の名称には、一般的に「医院」「診療所」「クリニック」などが用いられており、本吉病院においても、(仮)本吉医院などの名称変更が必要となります。 (本吉クリニックは同名クリニックが既に存在しています)</p>
パターン ③	廃止	<p>医療機能の統合により、本吉病院は閉院となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院の開設者が、その病院を廃止したときは、10日以内に、都道府県知事に届出が必要になります (医療法第9条第1項)